

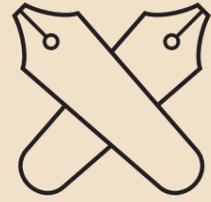


# 学び舎に、想いを託す

遺贈・相続財産によるご寄付のご案内



慶應義塾  
Keio University



# あなたの想いを、 慶應義塾の未来のために。

遺贈を通じて、  
慶應義塾の挑戦と先導者育成にご支援ください。

大切な財産の一部を慶應義塾へ寄付することで  
社会に貢献したいと希望される方のために、  
慶應義塾では「遺贈による寄付制度」を設けております。  
慶應義塾へ遺贈いただいた財産は相続税の非課税財産になりますので、  
本制度にご関心のある方は、慶應義塾基金室までお気軽にご連絡ください。  
本学が提携している銀行のご紹介など、  
ご意向に沿った遺贈がなされるようご支援させていただきます。  
未来の先導者として活躍できる人材を育成し、  
教育・研究・医療などの多様な活動を通じて、  
慶應義塾が社会に貢献し続けるために、  
本制度へのご理解とご支援を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

## 遺贈が選ばれる理由

近年、大切な財産を次世代育成に活かしたいとの思いから、遺贈を通じて慶應義塾へのご支援を考えてくださる方が増えています。少子高齢化を背景としてご自身の相続に関して悩みを持つ方や、家族構成の変化により従来とは異なるかたちで財産の相続を考える方など、きっかけは様々ですが、人生の集大成として、未来への社会貢献をご選択する方の尊いお申し出は増加しており、遺贈寄付への関心度が高まっています。

自分の財産を  
社会に幅広く  
役立てたい

未来に自分の生きた証として  
想いをつないでいきたい

病気の解明や研究に  
役立ててほしい

人生の最後に、  
お世話になった母校に  
貢献したい

# 遺贈による寄付の流れ

遺贈によるご寄付をお考えの方

〈相談・申入れ〉

## 慶應義塾

提携銀行(三井住友銀行・みずほ信託銀行・三井住友信託銀行・三菱UFJ信託銀行など)をご紹介します。

### 【裏表紙ご参照】

※慶應義塾を経由せず、直接銀行へ相談いただくこともできます。

遺贈のご検討は、専門家へのご相談が安心です。提携銀行以外でも、司法書士や行政書士、弁護士の方や公証役場を通じて遺言書などの書類作成を行うこともできます。

## 提携銀行

### 1 遺言書作成に関する相談

遺言書の文案作成などに関して、提携銀行の財務コンサルタントなど専門スタッフが無料で相談をお受けします。

### 2 遺言書作成

銀行との事前のご相談に基づき、公証役場にて公正証書遺言を作成していただけます。慶應義塾への遺贈を含んだ遺言書としていただくことにより、ご遺志の実現を確実なものにすることができます。必要に応じて銀行が仲介してご寄付の用途を慶應義塾に確認いたします。

※提携金融機関の「遺言信託」を利用することにより、遺言書の文案作成に関するご相談から遺言書の保管および執行まで、煩雑な相続手続を提携金融機関がサポートします。

※提携銀行にて遺言信託等のサービスを利用される際は、所定の手数料・報酬等がかかります。また、公証役場での公正証書遺言の作成についても別途費用がかかります。

基金室Webサイト(遺贈ページ)はこちら▶



### 3 遺言書の保管と管理

銀行が遺言書の保管と管理を行います。遺言書の保管中は銀行が遺言内容・財産・推定相続人等の異動について定期的に遺言者ご本人に照会します。

### 4 遺言執行

あらかじめ銀行にお届けいただいた通知人の方から遺言者のご逝去の通知を受け次第、銀行が遺言を執行します。相続財産の調査・収集、財産目録の作成、相続人・受遺者への財産配分等、遺言執行を実現してまいります。

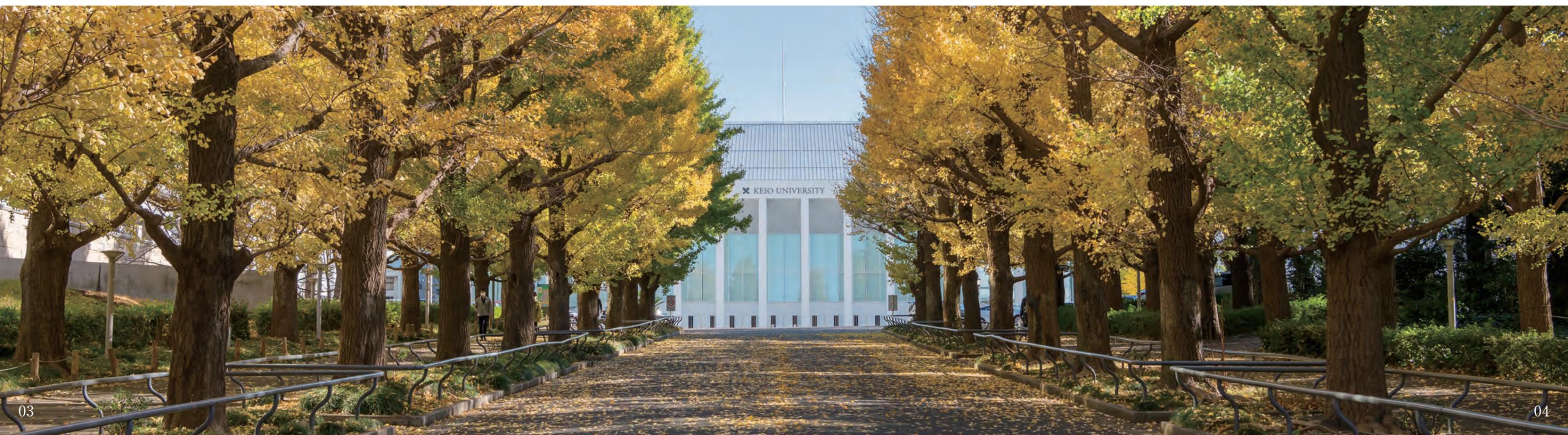
## 慶應義塾

ご遺志にしたがい、慶應義塾の教育・研究・医療などの活動に、大切に活用させていただきます。

※慶應義塾に遺贈した財産は相続税の課税対象外となります。

慶應義塾へのご寄付

相続人等への遺産配分





# よくあるご質問

## 1 相続人がおらず、財産を遺す人がいない場合はどうなりますか？

遺言書がない場合、相続人がない方の財産は国庫に帰属いたします。遺言書を作成し、遺贈する相手を決めておくことで、ご自身の財産をご希望に沿った形で活かすことができます。残されたご家族に精神的なご負担をかけないためにも遺言書の作成をおすすめしております。

## 2 遺贈の使い道はどのように決まりますか？

遺言書作成時にご自身からご意思をお伺いして、用途と一緒に検討させていただくことも可能です。詳細についてはお問い合わせください。なお、「慶應義塾に一任する」と記載された場合、教育・研究・医療の発展のために活用させていただきます。

## 3 遺言執行者とはなんですか？

遺言書で指定され、遺言の執行業務を行う方を指します。不動産登記、金融機関の名義変更、寄付といった遺言の執行業務を行う「遺言執行者」の選任を行うと、将来の紛争を予防し、スムーズに相続手続を行うことができます。遺言執行者はあらかじめ遺言書の中で指名しておくことが一般的です。法律などの専門的知識が求められるため、弁護士や司法書士などの専門家・専門機関の指定をおすすめいたします。

## 4 遺留分とはなんですか？

法定相続人に認められる相続財産の最低限の取り分のことです。「遺留分」とは、遺言書の内容にかかわらず配偶者や子、親などの相続人が最低限度保証された相続財産の受け取り分のことをいいます。トラブルを避けるため、生前からご家族に寄付の意向を伝え、遺言書の作成時には遺留分を侵害しないようにご注意ください。なお、兄弟姉妹及び甥姪には遺留分はありません。

## 5 付言事項とはなんですか？

遺言とは、自分が死んだあと財産を誰に残すのか、どのような形で残すのかを意思表示するものです。法律の決まりどおりに作成されている遺言は、法律上の効力を有します。それに対し付言事項は家族への感謝や希望などを記した手紙のようなもので、法律上の効力は有しません。

## 6 遺言書はどうやって作成できますか？

遺言書には、公証人が筆記する「公正証書遺言」と、遺言者がご自身で筆記(手書き)する「自筆証書遺言」の2種類あります。遺贈寄付を確実に実行されたい方には公正証書遺言がおすすめです。

## 7 遺言書作成にあたり内容を相談したいのですが・・・

遺言書作成に当たり、提携銀行のご利用を推奨いたします(裏表紙ご参照)。また、遺言書を作成せず相続発生時に信託財産を寄付できる「遺言代用寄附信託」等信託の仕組みを利用した寄付の方法もあります。

## 8 株式・不動産などをそのまま受け取ってもらえますか？

株式などは現物での寄付のご相談もお受けしております(条件によってはお受けできない可能性もありますので、事前にご相談ください)。不動産に関しては、原則として換価型(現物資産を換金して費用、税金などを控除した残額をご寄付いただく方法)でのご寄付をお願いしております。

## 9 遺贈した場合や相続財産の寄付をした場合、相続税は課税されますか？

本学へご遺贈いただきました財産は、相続税の課税対象外となります。また相続税申告期限内に本学へ相続財産をご寄付いただいた場合につきましても、相続税は非課税となります。相続財産のご寄付につきましては文部科学省へ「相続税非課税対象法人の証明書」発行のための申請が必要となります。本学が文部科学省へ申請をしてから最大約2か月程度かかりますので、お早めにご相談ください。

上記以外にもご質問等がございましたら、お気軽にお問合せください。





## 提携金融機関



三井住友銀行

三井住友銀行 相続アドバイザー一部

☎ お電話：0120-338-518(平日9:00~17:00)

**MIZUHO** みずほ信託銀行

みずほ信託銀行 新橋トラストラウンジ

〒105-0004 東京都港区新橋2-1-3

☎ お電話：03-5510-1961(平日9:00~17:00)



三井住友信託銀行 芝営業部 財務相談課

〒105-8574 東京都港区芝3-33-1

☎ お電話：0120-853-110(平日9:00~17:00)

**MUFG** 三菱UFJ信託銀行

三菱UFJ信託銀行 本店営業部

〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

☎ お電話：03-6250-4141(平日9:00~17:00)

## 〈お問い合わせ先〉

慶應義塾基金室

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

☎ お電話：03-5427-1898(平日10:00~15:00)

✉ メール：kikin-box@adst.keio.ac.jp

<https://kikin.keio.ac.jp>

